

令和6年第3回

# 長与町議会臨時会会議録

令和6年12月25日開会

令和6年12月26日閉会

長 与 町 議 会

令和6年第3回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年12月25日  
本日の会議 令和6年12月25日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
企画財政部長 村田ゆかり君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 宮崎伸之君	健康保険部長 山本昭彦君
水道局長 渡部守史君	会計管理者 田中一之君
教育次長 宮司裕子君	企画財政部理事 荒木隆君
住民福祉部理事 細田愛二君	教育委員会理事 鳥山勝美君
総務課長 大山康彦君	政策企画課長 中村元則君
財政課長 北野靖之君	税務課長 和田弘君
収納推進課長 小川貴弘君	福祉課長 川内佳代子君
こども政策課長 村田佳美君	健康保険課長 森本陽子君
介護保険課長 峰修子君	上下水道課長 高橋庸輔君

会議録署名議員

8番 浦川圭一議員      9番 中村美穂議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時08分

令和6年第3回長与町議会臨時会会期日程（案）

◎ 会 期 12月25日（水） ～ 12月26日（木） 2日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	25	水	9：30	本会議	議案上程（提案理由説明） 議案に対する質疑・付託
				委員会	付託案件審査、委員長報告取りまとめ
	26	木	13：30	本会議	委員長報告・採決

令和6年第3回長与町議会臨時会  
議事日程（第1号）

令和6年12月25日（水）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	64	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
4	65	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
5	66	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	67	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
7	68	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
8	69	令和6年度長与町一般会計補正予算（第6号）	※総務 ※産業
9	70	令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
10	71	令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
11	72	令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
12	73	令和6年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産業

※付託予定の委員会

## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和6年第3回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番、浦川圭一議員、9番、中村美穂議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日から12月26日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月26日までの2日間に決定しました。

日程第3、議案第64号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第68号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の5件を一括議題とします。ただ今一括議題としました議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。ただ今一括議案となりました議案第64号から第68号につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。まず初めに議案第64号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案第65号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。議案第66号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては関連がございますので、まとめてご説明を申し上げたいと思っております。本議案は、町議会議員および三役の期末手当の支給割合につきまして、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じまして改正を行うものでございます。第1条につきましては、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.45月分とするものでございます。第2条につきましては、6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の172.5に改めるものでございます。なお、附則につきましては、条例第1条は、公布の日から施行、令和6年12月1日から適用するものとし、第2条は、令和7年4月1日から施行すること。また、期末手当の内払いについて定めておるところでございます。

続きまして、議案第67号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、人事院勧告の内容に準じまして、町職員の期末手当および勤勉手当における支給割合、給料月額、各種手当の支給要件等を改定するものでございます。令和6年8月の人事院勧告におきましては、民間給与との格差を埋めるため初任給や若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を引き上げるとも

に、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされております。また、諸手当の見直しも図られ長崎県人事委員会におきましても同様の改定がなされております。本議案はこれらの勧告に準じ、条例改正を行うものでございます。第1条では、職員の期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末、勤勉手当の総支給割合を4.6月分としております。なお、再任用職員につきましては、それぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.4月分としております。また、これらに加え別表第1の給料月額を改定するものでございます。第2条では、令和7年度における配偶者に係る扶養手当を現行の6,500円から3,000円に、また、子に係る扶養手当を現行の1人につき1万円から1万1,500円に改め、管理職の地位にある職員が災害対応など緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時までの間、勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当につきまして、午前0時から午後10時からに拡大するとともに、再任用職員に対する住居手当の支給を新たに規定をしておるところでございます。また、期末手当および勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および10月期の配分をそれぞれ改めるとともに、別表第1の給料月額を改定するものでございます。第3条では、令和8年度における配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を1人につき1万3,000円に改めておるところでございます。なお、附則につきましては、条例第1条は公布の日から施行、令和6年4月1日から適用するものとし、第2条は令和7年4月1日から、第3条は令和8年4月1日から施行することとしております。また、給与の内払いおよび号級の切り替えについて定めておるところでございます。

続きまして、議案第68号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、人事院勧告の内容に準じまして、会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うものでございます。内容といたしましては、令和6年8月の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い、別表第2における報酬基準月額を改定するものでございます。なお、附則につきましては、条例第1条は、公布の日から施行、令和6年4月1日から適用するものとし、第2条は令和7年4月1日から施行、併せまして給与の内払いにつきまして定めております。以上が議案第64号から第68号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。

まず、議案第64号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第64号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に議案第65号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第65号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に議案第66号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第66号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に議案第67号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第67号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に議案第68号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第68号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第69号令和6年度長与町一般会計補正予算（第6号）から日程第12、議案第73号令和6年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の5件を一括議題とします。

ただ今一括議題としました議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第69号から第73号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第69号令和6年度長与町一般会計補正予算（第6号）につきまして、本補正予算は早急に実施すべき事業3件につきましてお願いするものでございます。まず1件目は、先般閣議決定されました国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。内容といたしましては、物価高騰の影響を受ける低所得世帯に対し給付金を支給するもので、住民税非課税世帯1世帯当たりで3万円を、また、住民税非課税世帯のうち子育て世帯につきましては、子ども1人当たり2万円を加算して支給するものでございます。対象世帯数は3,200世帯、子ども加算分は450人を見込んでおります。なお国からの通知では、早期の予算化と支給を求められておるところでございます。また同じく本交付金を活用し、食材費高騰に伴う小中学校給食費の不足分につきましても支援をいたします。内容といたしましては、児童生徒合わせて3,415人、3日分の給食費につきまして支援するものでございます。次に2件目は新図書館等複合施設の整備に係る事業費でございます。先日、建築工事の入札が不落になったことから整備スケジュールを変更したことに伴い、今年度改めまして制限付き一般競争入札の方法で再度公告入札を実施し、契約する予定としております。また、事業費につきましては、単価や設計の一部変更による見直しを行っておりますが、令和7年度からの支出を予定しているため、今年度の事業費を減額するとともに、債務負担行為額の増額をお願いするものでございます。最後に3件目は、人事院勧告の内容に準じた職員の給与およびパート報酬等の差額支給に伴う補正でございます。以上、3件につきましては急遽補正予算をお願いするも

のでございます。

それでは予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,706万3,000円を減額いたしまして、補正後の総額を16億9,572万9,000円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、先ほどご説明いたしました低所得世帯に対する給付金支給に伴う地方創生臨時交付金の増額等を計上しております。15款県支出金は、人事院勧告対応分に伴う子ども子育て支援交付金を増額をしておるところでございます。18款繰入金は、複合施設整備事業に伴う教育振興基金繰入金の繰り戻しを計上。19款繰越金は、今回の財源調整として計上をしておるところでございます。21款町債は、複合施設整備事業の充当起債を減額をしておるところでございます。

続きまして3ページの歳出についてご説明を申し上げます。歳出では、人事院勧告に基づく職員の給与およびパート報酬等の人件費以外の補正につきまして、主なものをご説明を申し上げます。2款総務費は、複合施設整備に伴う令和6年度支払い分の工事監理業務委託料および建設工事費を減額しております。3款民生費は、非課税世帯に対する低所得世帯支援給付金事業費を計上しております。10款教育費は、重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材費高騰に伴う小中学校給食費の不足分を増額計上をしておるところでございます。続きまして5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正では、複合施設整備事業につきまして債務負担行為の変更をお願いいたしております。6ページをお開きください。第3表地方債補正では、複合施設整備事業の限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第70号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ178万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を45億2,285万6,000円とするものでございます。

それでは歳入についてご説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。3款県支出金、5款繰入金は、人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費、4款保健事業費は、会計年度任用職員の人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。8款予備費は、収支の調整として50万7,000円を減額計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第71号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加いたしまして、

補正後の総額を7億3,428万3,000円とするものでございます。

それでは歳入につきましてご説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。3款繰入金は、人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、会計年度任用職員の人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第72号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ172万2,000円を追加し、補正後の総額を33億9,372万1,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、7款1項一般会計繰入金は、人事院勧告等に基づく増額分でございます。

続きまして歳出について、ご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款3項介護認定審査会費、3款2項一般介護予防事業費、3款3項包括的支援事業・任意事業費は、人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。7款1項予備費は、収支の調整として236万4,000円を減額計上しております。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳出につきまして、1款1項指定介護予防支援事業は、人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。収支の調整といたしまして、2款1項予備費98万円減額計上をしております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。

続きまして、議案第73号令和6年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、第2条、予算第3条、収益的収入及び支出の支出におきまして、第1款水道事業費用を314万7,000円増額し、補正後の費用総額を7億6,940万9,000円といたしております。次に第3条、予算第9条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、（1）職員給与費を314万7,000円増額し、1億948万円といたしました。いずれも人事院勧告に基づく職員給与費の増額によるものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。

以上が議案第69号から第73号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。

まず、議案第69号について質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今回の質疑に入ります前に一言ね、苦言を呈しておきたいと思うんですね。今回の補正につきましては、人勧および複合施設、それから低所得者、物価高騰の件で入っているわけでございますけど、12月の定例会におきましてもこの人勧とか国から指定された分については当然、審査として必要でございますけど、長与町で今回再入札のための補正が1つ出ます。この件については、12月の定例会におきましてもインフレスライドの議案が注目を集めていましたが、今回の不落による予算処置については、慎重に時間をかけて精査をお願いしていただきたいという経緯がありました。来年1月にはアメリカ大統領の動向により、世界各国の関税の被害に遭遇する可能性があります。このような中、複合施設の建設においては、世情の情報を注視しながら予算を処置すべきと私は感じております。しかしながら、今回、もうこのような形で上がってきましたので、これについて質問をさせていただきたいと思います。この中でページ5ページの債務負担行為の中に、債務負担の制限額の22億5,744万9,000円に引き上げる議案ですね。これはですね。内容につきましては説明書の12、13ページにありますように、補正前の16億4,179万5,000円に委託料減額998万1,000円、工事請負費減額補正3億4,777万7,000円、合計すると19億9,955万3,000円となりますね。そうすると今回提出された、要は増額分は2億5,789万6,000円ということになると思います。これは間違いはないか、確認を1回させてください。そこで今回入札を再度やるということでございますので、この金額を提示されてますが、前回、オーバー額8%、24%、40%と各業者が非常に高い金額を出してきてますね。この数字の金額で果たしてその入札ができるのかどうかという状況を教えていただきたい。それから今回非常に上がっておりますので、当初の新図書館整備検討委員会の総経費ですね。これは22億2,900万円、そのうちの建設費が16億8,200万円であったということで、そういうふうに私は認識をいたしておりますけど、今回のこの増額をした中で総額がこれはアバウトで構いませんけど、どれぐらいになるのかですね。今までは総額、建設いろんなものを設計から全部含めまして22億円という数字が出とったんですけど、今回の数字を見ますと16億円という数字になると、大体6億円ぐらいの差が出てくると私は感じてるんですね。だからこの辺については総額が大体これもうアバウトで結構です。どれぐらいになるのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。それから今回金額が上がった分について、建設の途中で、また得意の言葉でインフレスライドで高くなりました、とかいうことをまたされますと、私たちも非常に困りますから、これが今後出てくる可能性があるのかどうか。それについて質疑をします。それからこの4つ目にですね、これは一般質問みたいな形になってしまうんですけど、やっぱりその町長の意向をちょっとお尋ねしておかないと、この一般会計の補正予算の審査がなか

なか私は難しいと思うんですね。現在の現状を話しますと、現在の起債残高は約130億円と承知しています。今後、道の尾の水道局の結局新設、これが大体内定しておりますので、長与町の負担が約74億円出てきます。また教育振興基金は今10億円ありますが、基金の大半が要は複合施設に充当されて他の事業ができないことになりますね。また、高田南土地区画整理事業の保留地も4宅地のうち1宅しか売れてませんし、また、健康センターの跡地、図書館跡地の計画もできていない。既に財政力指数は0.62ともうすごく落ち込んでるんですよ。現在町民の1人当たりの借金は32万円という想定ができますね。このような状態の中、今後の財政計画をどのように町長はお考えになるのか、それを参考にしながらこれを結局私たちは審査をしていかなくちやいけないということで、町長の意向をお尋ねいたします。以上4点質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

予算書5ページ、第2表債務負担行為補正に関連します数字につきまして、先ほど議員がおっしゃったとおりの数字で間違いございません。それから落札の可能性はあるのかにつきまして、次の入札の実施に当たりましては、前回の入札不落の結果を受けまして、参加事業者へのヒアリングや入札時に提出された工事費、内訳書の内容も参考にしながら見直しを行った上で、再度、公告入札を実施するものとしておりますので、事業者が落札可能な内容であると考えております。次の建設費の総額ですね。令和4年12月に策定いたしました新図書館等複合施設整備基本計画における建設の概算事業費の総額は、22億2,900万円でございます。こちらは総額でございますので、先ほど議員がおっしゃられた16億8,200万円も含みます建設工事の他、管理費、備品購入費、設計費、事務費、その他の経費を含めております。今回の積算等を合計しますと、建設の事業費総額を約26億400万円と見込んでおります。続きましてインフレスライドの可能性につきまして、来年度以降の資材等の物価予測は、先ほど議員おっしゃられたアメリカの情勢を含めまして世界情勢も踏まえて、予測は難しいものと考えております。ただし人件費につきましては毎年労務単価の改定があり、今後も人件費は上昇するものと予想されておりますので、現状では早い段階での着工が望ましいものと考えております。8月の全員協議会でも回答をさせていただきましたが、今後令和8年度完成までに上昇幅として想定される数値を過去3年間の木造建築物の単価の推移等から、なかなか過去3年間の高い水準で来ているんですけども、約9%と推計いたしますと、約1億円程度上がる可能性はあるというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私へのお尋ねの件についてでありますけれども、非常に心配をしていただいて大変あ

りがたいなというふうに思っております。これまで複合施設を含めた大型建設事業を見据えまして、今まで基金の積み立てであったり起債残高の縮減ということをやっているんじゃないかということで、準備として進めてきたわけでございます。この大型建設事業につきましては、高田南土地地区画整理事業、そして複合施設整備、また新浄水場共同整備事業など、多くの資金を必要といたします。厳しい財政状況の中でも本町のまちづくりにとって重要な事業として、順次、計画的に実施を予定をして進めておるところでございます。財政計画についてのお尋ねでございますけれども、年度間の経費の平準化、これを図っていきますとともに必要な財源の確保や無理のない地方債、こういったものを活用いたしまして、ご心配になっております世代間の調整、こういったものを行う。また財政指標、これにも留意をしながら将来を見据えた安定的な財政運営に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

6番、松林議員。

○委員（松林敏委員）

新図書館複合施設についての質問になるんですけども、設計の変更も行われたという話だったんですけども、やっぱり入札を成立させるため大幅な結構設計変更があったのかなと思ってまして、その辺の内容を教えてくださいたいです。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

今回お願いしております約2億5,700万円の内訳につきましては、実勢価格や単価の改定による積算価格の見直しにより、工事費が約3.1億円の増額としております。また、仕様の一部変更ですね。こちらにおきましては、駐車場やデッキ屋根の軒天の仕上材の変更やエアコン室外機の日隠しフェンスの削減など機能に影響がない見直しを行い、また、外構工事におきましても舗装工事やベンチなどの雑工作物、植栽工事の見直しを行うことによりまして約6,000万円の減額となり、合わせまして約2億5,700万円の増額としているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○委員（松林敏委員）

何か影響しない部分の変更で6,000万円削減したという形だと思うんですけども、6,000万円って結構でかい金額なんで、できたら全協とかで説明があったらよかったですのかなと自分は思ってまして。今後、工事に入ってまたやっぱり計画、設計が変更とかになったときとかも、やっぱり委員会付託、委員会だけで審査じゃなくてやっぱり全協で説明があった方がいいのかなと思うんですけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今回不落を受けまして見積りのやり直しをしましたところ3.1億円という増額になったというところで、削減できるところはもちろん削減をしていかなければならないという視点から、事業をするのにあまり差し障りがない所を見直しをしようというところで、例えば高木とか木材というか、木を植える植栽を減らすとか、アスファルト材をちょっと変更するとか、そういった事業の実施に支障のないところの見直しをさせていただいております。建物本体の大きな変更等がございましたら、もちろん皆さまにご説明をと思っておりますけれども、仕様変更の内容が今回はあまり大きくなかったものですから、時間的にも、今回急遽提案をさせていただいたというところで、ご理解いただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第69号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

次に議案第70号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第70号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に議案第71号について、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第71号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に議案第72号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第72号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に議案第73号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第73号は、産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第64号から議案第73号までの10件は、会議規則第46条第1項の規定によって、本日中に審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第73号までの10件は、本日中に審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を本日中に議長に報告願います。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これから委員会審査のため本会議を休会し、明日13時30分より本会議を開きます。  
本日はこれで散会します。

(散会 10時08分)